

【申告受付期間】2月16日(木)～3月15日(水)

市県民税・所得税の申告はお早めに

市県民税申告は郵送で、確定申告はパソコン・スマホで

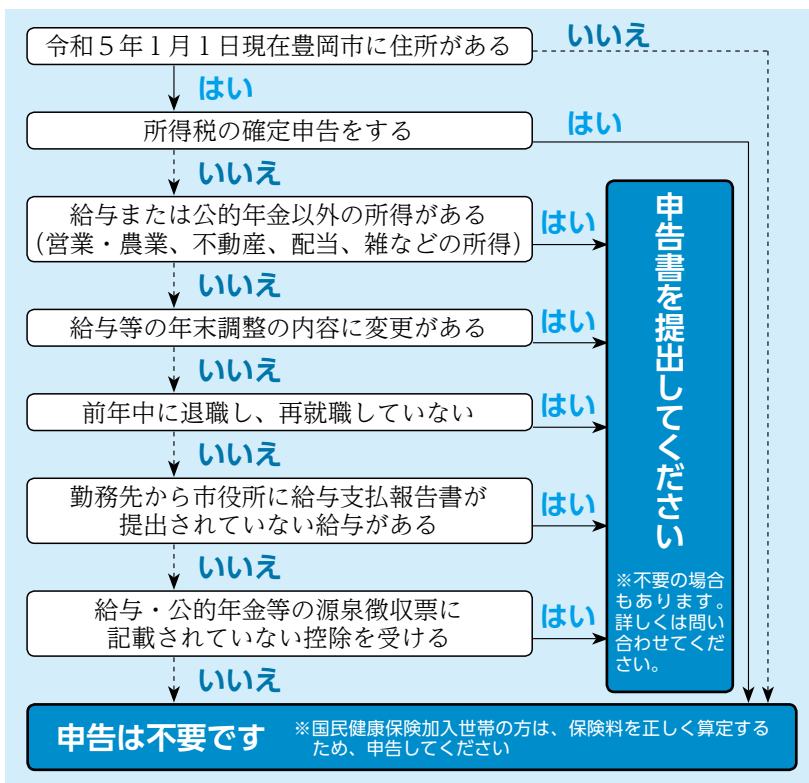
令和4年(2022年)分
(令和4年1月1日から令和
4年12月31日まで)所得の申
告時期になりました。

申告の対象は、所得税、市
県民税、国民健康保険税です。
所得の申告は、所得証明書
の発行、介護保険料・後期高
齢者医療保険料の算定、福祉
医療(乳児医療等)・児童手当
の給付、保育所の入所や市営
住宅入居の手続きなどにも必
要です。申告がないと、これ
らに関する諸証明の発行な
どができませんので、必ず期
限内に申告をしてください。
また、感染拡大防止などの
ため、できる限りパソコン・
スマホ(所得税のみ)や郵送で
申告してください。

《問合せ》 税務課
☎ 21-9045

市県民税・国民健康保険税の申告

まずは左のフローチャートで市県民税・国民健康保険税の申告が必要か確かめてみましょう



申告書と手引きは 1月下旬に送付

昨年、市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要と思われる方には、市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)を1月下旬に郵送します。

自宅のパソコン等で 申告書の作成・試算が可能

所得や控除情報を基に市県民税の試算やふるさと納税の控除限度額を簡易的に計算できます。また、作成した申告書を印刷し、申告書として提出が可能です。下の二次元コードからアクセスしてください。



申告書には マイナンバーの記載を

申告書にはマイナンバーを記載してください。また、申告書提出の際には、申告者の①②いずれかの確認書類原本の提示またはコピーの提出が必要で

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)
- ② 次のアから1つ、イから1

※コピーの場合は両面

つ、合計2つの証明書類
ア 通知カード(氏名・住所
が住民票の内容と一致して
いる場合のみ可)、住民票
の写し(マイナンバー記載
あり)など

イ 運転免許証、公的医療保
険の被保険者証(保険証)、
パスポート、身体障害者手
帳など

給与・年金以外の所得を 自分で納付したい方へ

市県民税を特別徴収(給与・年金から天引き)で納付する方で、給与・年金以外の所得分を普通徴収(自身で納付)で納付したい方は、確定申告書等への記載が必要です。

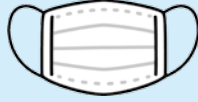
ふるさと納税・配当所得を 申告する方へ

所得税の確定申告で配当所得や寄附金(ふるさと納税)控除の申告をする場合等、内容によって確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の各種項目に必要事項を記載する必要があります。記載がない場合、市県民税において適用されませんので注意してください。

申告相談に関する

お願い

自分や家族に新型コロナウイルスの疑いがあるときは、来場を控えてください。



《土地改良区等の控除額》

地域	名称	控除額
豊岡	中郷土地改良区	10,000円
	新田東部土地改良区	田 10,000円
出石	見性寺土地改良総合整備事業(東)	5,508円

10アール当たり1万円未満の場合は、全額を必要経費として計上してください。10アール当たり1万円以上の場合、支払額をそのまま必要経費とすることができません。永久資産取得費相当分を差し引いて申告してください。対象の土地改良区および控除額は次表のとおりです。

土地改良事業賦課金を支払っている方へ

申告相談

全ての会場に予約制を導入

今年度から市の申告相談は全会場で予約制を導入します。予約をすれば待ち時間が短くなり、新型コロナウイルス対策にもなります。なお、感染予防のため、所得税の申告はできるだけ電子申告(e-Tax)を利用してください。

予約受付は

スマホや電話などで

○スマホ・パソコン等による予約

左の二次元コードからアクセスし、予約フォームから申込み(休日を含め24時間受付)

○電話による予約



希望する申告相談会場(本庁事務課または各振興局市民福祉課)に平日の午前9時から午後5時の間に電話※予約は相談希望前日の午後5時までに行ってください。予約の受付は2月9日(木)午前9時からです。

当日受付は待ち時間も長くなりお断りする場合も

従来どおり各会場にて先着順で受け付けます。予約制導入により当日受付できる人数は例年より少なくなることから、長時間お待ちいただく場合やその日の相談をお断りする場合があります。

相談前に

必要書類の確認・準備を

帳簿の整理ができていない場合や必要書類がそろっていない場合、相談を断る場合があります。事前に必要書類の確認・準備をお願いします。

○令和2年分以降の医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付だけでは受けられません(医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります)

○営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。作成していない場合は、出直していただくこともあります。

日程	会場	内容	受付時間
2月16日(木)~ 3月15日(水) ※土日、祝日を除く	豊岡税務署別館1階	所得税の確定申告	【受付】8:30~16:00 【相談】9:00~受付終了分
	市役所本庁舎2階大会議室、城崎・竹野・日高・出石・但東各庁舎	市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の確定申告も一部可能)	【受付】8:30~15:00(当日受付) 【相談】8:30~12:00 13:00~16:00

次の所得税申告等は税務署会場で相談してください

▷青色申告▷事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円超)▷土地、建物または株式等の譲渡所得▷住宅借入金等特別控除(初年度)を受ける方▷繰越損失、雑損控除▷消費税、贈与税

豊岡税務署から

所得税は自宅からスマホで確定申告を

自分のスマホやパソコンで国税庁ホームページにアクセスし、確定申告書を作成して、電子申告(e-Tax)で提出できます。新型コロナウイルス対策のためにも自宅で申告できるe-Taxを利用してください。

○パソコンの画面に表示された二次元コードをスマホで読み取れば、ICカードリーダーライターの代わりに、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

○スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

○令和4年分から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成できるようにしました。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22144

